

生駒市条例第4号

生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例及び生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月12日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例及び生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部改正)

第1条 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年12月生駒市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条中「有する」の次に「者であって、」を加え、「第50条に規定する被保険者(同法第55条第1項第2号に規定する入所をしたことにより同項及び同条第2項の規定の適用を受ける被保険者を含む。)」を「の規定による被保険者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(住所地特例)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、奈良県内の他の市町村の区域内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(障害児入所施設に限る。)(以下この条において「障害者支援施設等」という。)に入所をしたことにより、本市から当該他の市町村の区域内に住所を変更した者で、その者が当該住所の変更をしなかったとしたならば、前条の要件(同条第2号に掲げる要件を除く。)に該当し、同条の規定による医療費の助成を受けることができることとなるものは、同条に規定する市内に住所を

有する者とみなす。継続して2以上の障害者支援施設等に入所をしている者の最初に入所をした障害者支援施設等への入所前の住所が本市の区域内であった場合についても、同様とする。

第3条中「前条」を「第2条」に改める。

(生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月生駒市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附則中第2項の前の見出し、同項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適

用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。